

割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、クレジットカード番号等の漏えい等及び不正な利用による被害が増加している状況に鑑み、販売業者等に対してクレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止を行わせるため、クレジットカード番号等を取り扱うことを販売業者等に認める契約を締結することを業とする者（以下「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」という。）について登録制度を設け、当該販売業者等の調査を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、包括信用購入あっせん関係販売業者等の書面交付義務の緩和

包括信用購入あっせん関係販売業者等に課されているクレジットカード利用時の書面交付義務を情報提供義務に代え、購入者等から求められたときは書面交付しなければならないものとする。

二、クレジットカード番号等の適切な管理義務

クレジットカード等購入あっせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理の

ために必要な措置等を講じなければならない。

三、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度の創設

クレジットカード番号等取扱契約の締結は、登録を受けた法人でなければ、業として行ってはならない。

四、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の販売業者等に対する調査義務等

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、販売業者等に関し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項であつて経済産業省令で定める事項について調査し、必要な措置を講じなければならない。

五、クレジットカード番号等の不正利用防止義務

クレジットカード等購入あつせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

六、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。